

平成29年度 宇治市特別職報酬等審議会  
(第3回)

平成29年11月8日(水)  
9時30分～11時30分  
場所：宇治市職員会館  
2階大会議室

議事次第

- 1 審議予定について
- 2 第2回審議会の会議録について
- 3 審議等
  - (1) 京都府人事委員会勧告等について
  - (2) 答申の方向性について
- 4 その他事務連絡等

裏面 [配布資料一覧]

平成 29 年 10 月 25 日  
京 都 府 人 事 委 員 会

平成 29 年 京 都 府 人 事 委 員 会 の  
「職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 ・ 勧 告」 の 概 要

本 年 の 特 徴

公民較差に基づく本年の給与改定 ・ 月 例 給 較 差 984円 (0.26%) を 基 に 引 上 げ ・ ボーナス 0.10月分引上げ (4.30月→4.40月)
---

1 公民較差に基づく本年の給与改定

(1) 民間給与との比較

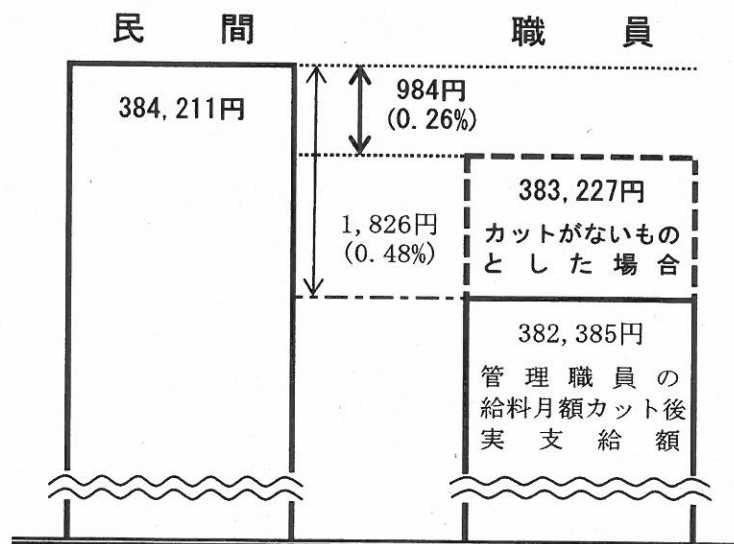
ア 月 例 給

	民間給与 <sup>※1</sup>	職員給与	民間給与との比較	
管理職員の給料月額のカット <sup>※2</sup> 措置がないものとした場合	384,211円	383,227円	984円 (0.26%)	職員給与が民間給与を下回る
管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額		382,385円	1,826円 (0.48%)	

※1 「民間給与」は、民間従業員の給与水準を府職員に支給したとした場合の額

※2 従来からカット措置がないものとして、民間給与との均衡を図ることとしている

公民較差イメージ図



イ 特別給 (ボーナス)

	民間	職員
年間支給月数	4.41月	4.30月

年間支給月数は、職員が民間を0.11月分下回る

(2) 給与改定内容及び実施時期

ア 月例給

項目	内容	改定額
給料表の改定	国の俸給表構造を基本として給料表の引上げ(平均0.2%)	468円
地域手当の改定	給与制度の総合的見直しの円滑な実施の観点から、地域手当の支給割合を引上げ(0.15%)	475円
はね返り分	給料表の改定等に伴う地域手当等の諸手当の増加分	35円
計		978円

実施時期：平成29年4月に遡及

イ 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給月数に見合うよう0.10月分引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分

一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
現行	同上	同上	同上
勤勉手当	<b>0.90月</b>	<b>0.90月</b>	<b>1.80月</b>
現行	0.85月	0.85月	1.70月
合計	<b>2.125月</b>	<b>2.275月</b>	<b>4.40月</b>
現行	2.075月	2.225月	4.30月

実施時期：平成29年6月に遡及

ウ その他の改定

医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定

実施時期：平成29年4月に遡及

(3) 府職員の平均給与額（平成29年度 行政職 平均年齢42.9歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
月例給 (管理職員給料カット後)	382,385円	383,363円	978円
年間給与	6,276千円	6,327千円	51千円

## 2 給与以外の勤務条件等に関する報告の主な項目

### (1) 職員の勤務条件

#### ア 総実勤務時間の短縮

- ・ ICカードやパソコン使用時間の記録等適切な方法による勤務時間の適切な管理
- ・ 業務の執行状況に応じた適切な職員配置による執行体制の構築
- ・ 教員に係る業務改善の取組が教育現場で浸透するよう関係者の理解を得るとともに、更なる各種改善策の検討

#### イ 健康の保持増進

- ・ 定期健康診断等の全員受診の徹底
- ・ 予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面におけるメンタルヘルス対策の推進

#### ウ 仕事と育児・介護等の両立

- ・ 両立支援制度の周知徹底や職場全体としてのサポート体制構築による制度を利用しやすい職場環境づくりの推進
- ・ 多様で柔軟な働き方の推進のための研究・検討

#### エ 適正な勤務環境の確立

- ・ 労働安全衛生法等に的確に対応した上での働きやすい勤務環境の追求
- ・ 労働災害の未然防止、万一発生した場合の再発防止
- ・ ハラスメントの防止対策の推進

#### オ 非常勤職員の勤務条件

- ・ 社会情勢を踏まえた勤務条件等の検証と適切な処遇の確保
- ・ 会計年度任用職員等の制度導入に向けた臨時・非常勤職員の実態把握

### (2) 人事管理

#### ア 人材の確保・育成等

- ・ 複雑・困難な課題に迅速・的確に対応する優秀かつ多様な人材の確保及び効果的な育成
- ・ 女性職員のキャリア形成支援や多様な分野への配置等、積極的な育成と登用

#### イ 高齢期の雇用

- ・ 高齢層職員が専門的な知識や技術、業務経験等を活かし、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう勤務条件のあり方について研究

参考

モデル給与例（平成29年度 行政職）

職務段階	年齢 (級)	扶養 親族	月例給			年間給与		
			勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
係員	25歳 (1級)	なし	円 216,881	円 218,272	円 1,391	千円 3,535	千円 3,580	千円 45
	30歳 (2級)	配偶者	266,107	267,566	1,459	4,319	4,368	49
主任	35歳 (3級)	配偶者 子1人	319,700	321,123	1,423	5,242	5,297	55
主査	40歳 (4級)	配偶者 子2人	398,070	399,054	984	6,599	6,656	57
副課長	45歳 (4級)	配偶者 子2人	431,906	432,937	1,031	7,165	7,227	62
課長級	53歳 (6級)	配偶者 子2人	550,172	551,368	1,196	8,876	8,947	71
副部長級	56歳 (8級)	配偶者 子1人	653,282	654,621	1,339	10,914	11,008	94
部長級	57歳 (9級)	配偶者	707,347	708,762	1,415	11,813	11,915	102

- (注)・大卒(上級)採用者を例に、給料(管理職員1.5~2%カット)、扶養手当、地域手当、管理職手当を基礎に算出  
 ・給与制度の総合的見直しに係る経過措置を含まないモデル給与で算出  
 ・年齢は年度末年齢

## 過去の人事委員会勧告の状況

	月 例 給		期末・勤勉手当		備 考
	公民較差	改 定	支給月数	対前年増減	
平成10年	0.74%	給料表引上げ 扶養手当、単身赴任手 当引上げ	5.25月	—	高齢層職員の昇給制度改正
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	↑ <年間給与で初の減少> 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	↑ 全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	↑ 全職員給与カット措置
平成16年	▲0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～） ・給料 ▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当 ▲1.2%
平成18年	▲0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	↑ 管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲0.10%	給料表引下げ	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	↓ 全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	↑ 管理職員給与カット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～） ・給料表▲1%（現給保障2年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	

## 答申に向けた論点等について

### 報酬・給料について

#### 人事院勧告・京都府人事委員会勧告の状況

- ・一般職は、国・府とも平均0.2%の引き上げ
- ・国の指定職は、引き上げなし

#### 宇治市の状況

- ・特別職は、平成29年2月から、5%の給料減額措置を実施している。

### 期末手当について

#### 人事院勧告・京都府人事委員会勧告の状況

- ・一般職は、国・府とも0.1月分の引き上げ
- ・国の指定職は、0.05月分の引き上げ

#### 宇治市の状況

- ・市議会議員は、昨年の0.1月分の引き上げを見送っている。

### 退職手当について

#### 国家公務員の動向

- ・約3%程度の引き下げの方向性あり  
→国会への法案提出はまだされていない。



「答申・意見具申に基づく年収」と「現状の年収」の比較

		給料・報酬		期末手当		年収
		月額	年間支給額	月数	年間支給額	
市長	答申等	1,075,000	12,900,000	3.25月	4,541,875	17,441,875
	現状	1,021,250	12,255,000	同上		16,796,875
	差	-53,750	-645,000	—	—	-645,000
副市長	答申等	895,000	10,740,000	3.25月	3,781,375	14,521,375
	現状	850,250	10,203,000	同上		13,984,375
	差	-44,750	-537,000	—	—	-537,000
教育長	答申等	785,000	9,420,000	3.25月	3,316,625	12,736,625
	現状	745,750	8,949,000	同上		12,265,625
	差	-39,250	-471,000	—	—	-471,000
議長	答申等	635,000	7,620,000	3.25月	2,682,875	10,302,875
	現状	同上		3.15月	2,600,325	10,220,325
	差	—	—	-0.1月	-82,550	-82,550
副議長	答申等	585,000	7,020,000	3.25月	2,471,625	9,491,625
	現状	同上		3.15月	2,395,575	9,415,575
	差	—	—	-0.1月	-76,050	-76,050
議員	答申等	535,000	6,420,000	3.25月	2,260,375	8,680,375
	現状	同上		3.15月	2,190,825	8,610,825
	差	—	—	-0.1月	-69,550	-69,550



## 期末手当の引き上げによる影響額試算

現状からの引き上げ試算

	現状		引き上げ後		影響額
	月数	支給額	月数	支給額	
市長	3.25月	4,541,875	3.3月	4,611,750	69,875
副市長	3.25月	3,781,375	3.3月	3,839,550	58,175
教育長	3.25月	3,316,625	3.3月	3,367,650	51,025
議長	3.15月	2,600,325	3.3月	2,724,150	123,825
副議長	3.15月	2,395,575	3.3月	2,509,650	114,075
議員	3.15月	2,190,825	3.3月	2,295,150	104,325

意見具申に基づく支給月数3.25月からの引き上げ試算

	H28意見具申		引き上げ後		影響額
	月数	支給額	月数	支給額	
議長	3.25月	2,682,875	3.3月	2,724,150	41,275
副議長	3.25月	2,471,625	3.3月	2,509,650	38,025
議員	3.25月	2,260,375	3.3月	2,295,150	34,775

## 給料・報酬月額を増額改定による影響額試算

試算の条件

- ・現行…減額前の月額による試算額、増額…仮に5,000円増額した場合の試算額
- ・期末手当は、現行の3.25月による試算額
- ・退職手当は、現行の支給割合による試算額

	給料・報酬		期末手当 年間支給額	年収	退職手当 任期1年あたり	任期1年 あたり総収入
	月額	年間支給額				
市長	現行	1,075,000	4,541,875	17,441,875	4,192,500	21,634,375
	増額	1,080,000	4,563,000	17,523,000	4,212,000	21,735,000
	差	5,000	60,000	81,125	19,500	100,625
副市長	現行	895,000	3,781,375	14,521,375	2,506,000	17,027,375
	増額	900,000	3,802,500	14,602,500	2,520,000	17,122,500
	差	5,000	60,000	81,125	14,000	95,125
教育長	現行	785,000	3,316,625	12,736,625	1,766,250	14,502,875
	増額	790,000	3,337,750	12,817,750	1,777,500	14,595,250
	差	5,000	60,000	81,125	11,250	92,375
議長	現行	635,000	2,682,875	10,302,875	—	10,302,875
	増額	640,000	2,704,000	10,384,000	—	10,384,000
	差	5,000	60,000	81,125	—	81,125
副議長	現行	585,000	2,471,625	9,491,625	—	9,491,625
	増額	590,000	2,492,750	9,572,750	—	9,572,750
	差	5,000	60,000	81,125	—	81,125
議員	現行	535,000	2,260,375	8,680,375	—	8,680,375
	増額	540,000	2,281,500	8,761,500	—	8,761,500
	差	5,000	60,000	81,125	—	81,125